

学校保健安全法施行規則 第18条の感染症

平成27年1月改訂

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 (SARS)、 中東呼吸器症候群、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症したのち5日を経過し、かつ、解熱した のち2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終了する まで
	麻疹 (はしか)	解熱したのち3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現し たのち5日を経過し、かつ、全身状態が良好 になるまで
	風しん (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退したのち2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれが ないとして認められるまで
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	
	腸チフス	
	パラチフス	
流行性角結膜炎 (ハヤリ目)		
急性出血性結膜炎 (アポロ病)		